やまぐち建築物木造化推進協定実施要領

制 定　令和４年(2022年)５月１２日 ぶちうま推進第 ７６号

（趣旨）

第１条　この要領は、県内に県産木材を使用する非住宅建築物の建築等を行う事業者（以下「事業者」という。）が、やまぐち建築物木造化推進計画（以下「推進計画」という。）を定める場合、事業者が山口県と当該建築物推進計画の達成に資するための「やまぐち建築物木造化推進協定」を締結するために必要な事項を定める。

（推進計画の内容）

第２条　事業者の定める推進計画は、山口県の定める「建築物等における木材の利用促進に関する基本方針（令和４年３月２８日施行）」（以下「基本方針」という。）に即し、非住宅建築物等への県産木材の利用を促進するものとする。

（事業者の要件）

第３条　この要領において「事業者」とは、以下に掲げる要件をすべて満たす者とする。

（１）原則として、県内に主たる事業所を有する建築業者又は建築設計事務所であるこ

と。

（２）山口県を対象区域として推進計画を策定するものであって、山口県と協定を締結する意向のあるもの。

（推進計画の申請）

第４条　事業者が協定を締結しようとする時は、別記様式第１号により申請するものとする。

２　前項の規定により提出される申請書には、以下の書類を添付しなければならない。

は次のとおりとする。

（１）やまぐち建築物木造化推進計画（別記様式第２号）

（２）事業者が法人の場合は定款又は登記事項証明書の写し又はこれらに類するもの、個人の場合は住民票の写し等、氏名及び住所を証する書類

（３）その他知事が必要と定める書類

（推進計画の承認）

第５条　県は、事業者から第４条第１項により申請があった場合は、次の各号に掲げる要件に照らして適当か確認し、承認の適否について判断するものとする。

（１）法の目的及び方針の実現に資する取組であること

（２）各種法令に違反しないこと

（３）山口県内での取組であること

（４）推進計画が実施可能かつ積極的内容と判断されること

（５）その他必要と認められる事項

２　県は、前項により判断した結果を事業者に通知するとともに、承認する場合にあっては、やまぐち建築物木造化推進協定を締結する。

（協定の内容）

第６条　やまぐち建築物木造化推進協定は別記様式３号によるものとし、次の各号に掲げる事項を内容とするものとする。

（１）協定の目的

（２）推進計画の概要

（３）取組

（４）推進計画の対象区域

（５）協定期間

（６）その他必要と認められる事項

２　協定の締結は、事業者、山口県の２者で協定を締結するものとする。ただし、関連する事業者等がある場合は、複数者で協定を締結することができるものとする。

（推進計画及び協定内容の変更）

第７条　協定を締結した事業者（以下「協定締結事業者」という。）は、推進計画の内容を変更する場合は、あらかじめ別記様式第４号により推進計画変更承認申請書を県に提出しなければならない。

２　県は、協定締結事業者から前項により申請があった場合は、第５条各号に掲げる要件

に照らして適当か確認し、承認の適否について判断し、その結果を協定締結事業者に通

知する。

３　前項による推進計画の変更により協定の一部を変更する必要があると県が判断した場合、協定締結者と協議の上、別記様式第５号により協定の一部を変更する協定を締結するものとする。

（協定の更新）

第８条　事業者は、協定有効期間満了後も協定を継続する場合は、別記様式第６号により県に協定更新届を提出しなければならない。

２　前項による協定の更新が妥当と認められる場合は、県は協定の更新を事業者に通知し、別記様式第５号により締結するものとする。

（協定の終了）

第９条　協定締結事業者は、協定期間満了前に協定の解消を行う場合には解消日の１か月前までに、別記様式第７号により県に協定終了届を提出しなければならない。

２　前項による協定の終了が妥当と認められる場合は、県は協定の解消を協定締結事業者に通知する。

（活動支援及び広報活動）

第１０条　県は、協定を締結した場合は、協定に定められた取組を促進するため、協定締結事業者に活用できる支援制度や木材利用に係る技術的な情報提供を行うよう努めるものとする。

２　県は協定の締結内容等の個人情報の取扱いに十分注意し、インターネット等により情報の発信に努めるものとする。

（事情変更による協定の取り消し等）

第１１条　県は、協定を締結した場合において、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、協定の取り消し、又はその協定の内容を変更することができる。ただし、既に経過した期間にかかる部分については、この限りでない。

附則　この要領は、令和４年（2022年）５月１２日から施行する。